一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会事務決裁規程

（趣旨）

第１条 この規程は、別に定めるもののほか、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）の会長の権限に属する事務の専決、代決その他の処理について必要な事項を定めることにより、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに決裁責任の所在を明確にし、本会の能率的運営を図るものとする。

（定義）

第２条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

２ 決裁は、会長および会長の権限を委任された者ならびに専決する者（以下「決裁者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定（以下「決定」という。）を行うことをいう。

３ 専決は、この規程に定める者が、会長または会長の権限を委任された者（以下「受任者」という。） の権限に属する事務を、常時、会長または受任者に代わって決裁することをいう。 ４ 代決 この規程に定める者が、決裁者が不在（出張、病気その他の事故または欠けたことにより決裁できない状態をいう。以下同じ。） の場合において臨時に決裁者に代わって決裁することをいう。

（決裁の順序）

第３条 事務は、原則として事務局長による決定を受けた後、副会長の合議を経て会長の決裁を受けなければならない。

（会長の決裁事項）

第４条 会長の権限に属する事務のうち、重要な事項および異例であり、または疑義のある事項については、事務局長の合議を経て全て会長の決裁を受けなければならない。

２ 前項に定める重要な事項とは、本会事務局の運営等に関する規程（平成２９年４月１日制定。）に定める次の各号に定めるとおりとする。

（1）定款、規程等の制定・改廃及びその運用に関すること

（2）総会、理事会・正副会長会議・監事会等の開催及び議事録の管理に関すること

（3）法人及び会員に関すること

（4）関係法令に関すること

（5）定款に定める重要な文書の保管・管理、文書の収発に関すること

（6）事務局の組織に関すること

（7）職員の人事・給与、福利厚生その他職員管理に関すること

（8）事務所の管理に関すること

（9）表彰・顕彰に関すること

（10）行政機関及び関係団体との連携・連絡調整に関すること

（11）全国老施協、関東ブロック協議会等との連携・連絡調整に関すること

（12）その他渉外に関すること

(13）会計簿の作成及び保持に関すること

（14）金銭及び物品の出納、保管管理に関すること

（15）資金計画及び資金運用に関すること

（16）予算及び決算に関すること

（17）収入及び支出に関すること

（18）契約に関すること

（19）その他会計に関すること

（20）調査研究に関すること

（21）部会事業に関すること

（22）地区活動の連絡調整に関すること

（23）補助、受託、助成事業に関すること

（24）相談支援に関すること

（25）各種研修事業に関すること

（26）介護保険情報等の提供に関すること

（27）定期刊行物、広報誌の発行、その他高齢者福祉・介護についての普及啓発事業に関すること

（28）本会ホームページの運営・管理に関すること

（29）埼玉県高齢者福祉研究大会への参画に関すること

（30）その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

（事務局長の専決事項）

第５条 事務局長は、本会事務局の運営等に関する規程に定めるほか、おおむね次の各号に定める事項を専決することができる。

（１） 金額の確定している補助金等の申請に関すること

（２） 定例的な事務局職員の給与その他の人件費に係る支出命令に関すること

（３） 会計規程に定める小口現金の範囲における、備品及び消耗品の購入に関すること

（４） 公印、協議会が所有する備品および事務機器の保管に関すること

（５） 軽易な通知、申請、届出、報告、照会および回答に関すること

（６） 事務局職員の宿泊を伴わない出張に関すること

（７） 関係団体との連絡調整に関すること

(８） 文書の収受、発送、配布および保存に関すること

（９） 本会が実施する事業に関すること

（専決後の報告）

第６条 専決者は、専決した場合において必要と認められるときは、その発議書に「報告」と朱書し、専決した事項を会長に報告しなければならない。

（代決）

第７条 会長の決裁を受けるべき事務について、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

２ 会長の決裁を受けるべき事務について、会長及び副会長が不在のときは、事務局長が代決することができる。

（代決の制限）

第８条 前条の規定により代決できる事項は、次の各号に定めるものを除き、あらかじめ指示を受けたもの及び特に緊急に処理しなければならないものに限るものとする。

（１） 内容が特に重要であると認められる事項

（２） 内容が異例であり、または重要な先例によると認められる事項

（３） 内容に疑義があり、または現に紛議を生じ、もしくは生ずるおそれがあると認められる事項

（代決後の報告）

第９条 専決者は、代決した事項について速やかに決裁者に報告し、または関係文書に

「後閲」と朱書し、その閲覧を受けなければならない。

（決裁に対する責任）

第１０条 副会長、事務局長は、専決または代決による結果について、その権限の行使の責に任じなければならない。

（決裁区分）

第１１条 決裁区分は、次の各号に定めるとおりとし、当該文書の上部に表示しなければならない。

（１） 会長の決裁を受けるもの

（２） 事務局長の専決により処理するもの

（規程の改廃）

第１２条この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする

（その他）

第１３条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

付 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。